

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 規 則

○公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

(県政情報公開室)

一

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(廃棄物対策課)

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(共同参画社会推進課)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(介護保険室)

二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(同)

三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

三

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

(同)

三

○介護保険法に基づく指定居宅介護サービス事業者の廃止の届出

(同)

三

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

四

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始(二件)

(同)

四

○北上川水系旧北上川圏域河川整備計画の公表

(河川課)

五

○北上川水系江合川(1)圏域河川整備計画の公表

(同)

五

○土地区画整理組合の理事についての届出(二件)

(都市計画課)

五

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

五

選挙管理委員会

○宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する者の数

六

○政治団体の届出

六

## 規 則

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

公文書館条例施行規則(平成十三年宮城県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 日曜日及び土曜日

第三条第一項第二号中、「日曜日又は土曜日に当たる日を除く。」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七千七百七十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十一年十二月十八日

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第七千七百七十四号

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社東北シーアールデー  
 2 所在地 登米市南方町沼崎前百二十二番地の一  
 3 代表者の氏名 代表取締役 後藤 子

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
 登米市南方町沼崎前百二十二番地の一

三 産業廃棄物処理施設の種類の  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第七号に掲げる施設（廃プラスチック類の破砕施設）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
 廃プラスチック類

五 申請年月日  
 平成二十一年七月十四日

六 縦覧場所等  
 1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）  
 2 縦覧期間 平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等  
 1 提出期限 平成二十二年二月一日  
 2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）  
 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七十五号  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。  
 平成二十一年十二月十八日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みんしん  
 代表者の氏名 小野寺 寛一  
 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡五丁目三番一・三番三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>三 定款に記載された目的                  この法人は、経済活動を行う中小企業・団体・個人に対し、国民の義務である納税の意識を高めるために確定申告の推進と税金の学習に関する事業を行い、地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日                  平成二十一年十一月十九日</p> <p>○宮城県告示第七十六号                  介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。                  平成二十一年十二月十八日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>															
<p>一 訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">○四七五二〇三〇四〇</td> <td style="width: 40%;">フレンドケアステーション 仙台市青葉区八幡三丁目十五番二号</td> <td style="width: 20%;">株式会社フレンド</td> <td style="width: 20%;">平成二十一年十一月一日</td> </tr> </table>				○四七五二〇三〇四〇	フレンドケアステーション 仙台市青葉区八幡三丁目十五番二号	株式会社フレンド	平成二十一年十一月一日								
○四七五二〇三〇四〇	フレンドケアステーション 仙台市青葉区八幡三丁目十五番二号	株式会社フレンド	平成二十一年十一月一日												
<p>二 訪問リハビリテーション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">○四五二二八〇〇三六</td> <td style="width: 40%;">介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園 登米市南方町山成前七百九十一番地一</td> <td style="width: 20%;">社会福祉法人元気村</td> <td style="width: 20%;">平成二十一年十一月一日</td> </tr> </table>				○四五二二八〇〇三六	介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園 登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元気村	平成二十一年十一月一日								
○四五二二八〇〇三六	介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園 登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元気村	平成二十一年十一月一日												
<p>三 通所介護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八八〇</td> <td style="width: 40%;">事業所の名称及び所在地 アイユーデイサービス 石巻市渡波字新沼百七十七番一</td> <td style="width: 20%;">事業者の名称又は氏名 あい吉眺福祉会株式会社</td> <td style="width: 20%;">指定年月日 平成二十一年十一月一日</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">○四七五二〇二二〇六</td> <td style="width: 40%;">茶話本舗デイサービス鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁目八番十号</td> <td style="width: 20%;">株式会社和光</td> <td style="width: 20%;">平成二十一年十一月一日</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">○四七五二〇二二二四</td> <td style="width: 40%;">サテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所 仙台市宮城野区幸町二丁目四番五号</td> <td style="width: 20%;">有限会社在宅支援チームフォーレスト</td> <td style="width: 20%;">平成二十一年十一月一日</td> </tr> </table>				介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八八〇	事業所の名称及び所在地 アイユーデイサービス 石巻市渡波字新沼百七十七番一	事業者の名称又は氏名 あい吉眺福祉会株式会社	指定年月日 平成二十一年十一月一日	○四七五二〇二二〇六	茶話本舗デイサービス鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁目八番十号	株式会社和光	平成二十一年十一月一日	○四七五二〇二二二四	サテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所 仙台市宮城野区幸町二丁目四番五号	有限会社在宅支援チームフォーレスト	平成二十一年十一月一日
介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八八〇	事業所の名称及び所在地 アイユーデイサービス 石巻市渡波字新沼百七十七番一	事業者の名称又は氏名 あい吉眺福祉会株式会社	指定年月日 平成二十一年十一月一日												
○四七五二〇二二〇六	茶話本舗デイサービス鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁目八番十号	株式会社和光	平成二十一年十一月一日												
○四七五二〇二二二四	サテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所 仙台市宮城野区幸町二丁目四番五号	有限会社在宅支援チームフォーレスト	平成二十一年十一月一日												

○四七五三〇一五六	ツクイ若林七郷 仙台市若林区伊在字白山前三番一号	株式会社ツクイ	平成二十一年十一月一日
○四七五五〇二二四二	寺岡デイサービスセンター 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の一	株式会社松田会	平成二十一年十一月一日
○四七二二〇〇九八〇	デイサービス「憩いのプラザ」 登米市南方町鴻ノ木百三十一番地の一	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十一年十一月十五日

○宮城県告示第七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七五三〇一五六	ツクイ若林七郷 仙台市若林区伊在字白山前三番一号	株式会社ツクイ	平成二十一年十一月一日
○四七二二〇〇九七二	居宅介護支援事業所穂波の丘 登米市迫町新田字北深沢百三十七番地	プランニングパートナー株式会社	平成二十一年十一月十五日

○宮城県告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七五二〇三〇四〇	フレンドケアステーション 仙台市青葉区八幡三丁目十五番二号	株式会社フレンド	平成二十一年十一月一日

二 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五二二八〇〇三六	介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園 登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元気村	平成二十一年十一月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇一八八〇	アイユーデイサービス 石巻市浪波字新沼百七十七番一	あい吉眺福祉会株式会社	平成二十一年十一月一日
○四七五二〇二二二四	サテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所 仙台市宮城野区幸町二丁目四番五号	有限会社在宅支援チームフォーレスト	平成二十一年十一月一日
○四七五三〇一五六	ツクイ若林七郷 仙台市若林区伊在字白山前三番一号	株式会社ツクイ	平成二十一年十一月一日
○四七二二〇〇九八〇	デイサービス「憩いのプラザ」 登米市南方町鴻ノ木百三十一番地の一	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十一年十一月十五日
○四七五四〇二二四五	リハビリサロン楽動 仙台市太白区八木山松波町十五番二号	株式会社敬愛	平成二十一年十一月十五日

○宮城県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七五二〇一九五〇	介護支援センター風樹 仙台市宮城野区宮千代二丁目十四番地の一	風樹株式会社	平成二十一年十一月八日

○宮城県告示第八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七五二〇二六七九	株式会社豆の花介護サービ ス 仙台市青葉区鶯ヶ森一丁目 一番十二号	株式会社豆の花介護サー ビス	平成二十一年 十一月十日
〇四七五五〇一八五四	あったかいご居宅介護支援 センター 仙台市泉区泉中央三丁目九 番地の一	株式会社インブルーブ	平成二十一年 十一月三十日

○宮城県告示第千八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五二〇一九五〇	介護支援センター風樹 仙台市宮城野区宮千代二丁 目十四番地の一	風樹株式会社	平成二十一年 十一月八日

○宮城県告示第千八十二号

県営第2旧迫川地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）変更計画を定めたの  
で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八  
十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用す  
る同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事  
に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第  
八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った  
日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの

訴えを提起することができる。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月二十二日まで
- 三 縦覧場所  
登米市役所、登米市南方総合支所、登米市米山総合支所、登米市豊里総合支所及び浦谷町役場

○宮城県告示第千八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北  
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小牛田松島線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前	後	前	後			
遠田郡美里町北浦字道祖神前九五番一 地先から	同郡同町北浦字道祖神前一四四番一 地先まで	A 一三・八	B 一一・五	一四・三	一八六・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
B 一四・三	A 一四・五	一四・三	一一・五	一四・三	一八六・〇	

○宮城県告示第千八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を  
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中新田二本木線	加美郡加美町下新田字二ツ塚三番一地从先から同郡同町下新田字原田五一番地先まで	平成二十一年十二月十八日

○宮城県告示第千八百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	小牛田松島線	遠田郡美里町北浦字道祖神前九五番一地从先から同郡同町北浦字道祖神前一四四番一地从先まで	平成二十一年十二月十八日

○宮城県告示第千八百六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川北上川水系旧北上川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千八百七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川北上川水系江合川(1)圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県北部土木事務所及び宮城県大崎地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千八百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大崎市古川南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

我 妻 仲 大崎市古川大宮二丁目六番三十号

○宮城県告示第千八百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷町大清水土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡富谷町大清水二丁目一番地一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

武 田 利 興 宮城県仙台市太白区袋原五丁目八番十六号

小 野 寺 章 宮城県宮城郡利府町青山二丁目三十一番地一

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 1 普通旋盤（宮城県立仙台台高等技術専門校分） 五台
- 2 普通旋盤（宮城県白石工業高等学校分） 二台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年十二月九日
- 四 落札者の名称及び所在地
- 1 一の1の購入物品 株式会社菊重 仙台市若林区卸町三丁目六番地の七
- 2 一の2の購入物品 株式会社丸藤 仙台市太白区鹿野二丁目十二番二十一号

- 五 落札金額
- 1 一の1の購入物品 二千九百八十二万円
- 2 一の2の購入物品 千二百九十一万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年十月二十七日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百七十四号

平成二十一年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城県海産物調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十一年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

三分の一の数 一、七二六

○宮選管告示第百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
いがみつお後援会	池田 守夫	桜井 勝江	宮城県松島町初原字岩清水一・六	平成二十一年十月二十九日
佐藤和文後援会	石川 守	佐藤 和男	気仙沼市本吉町津谷館岡一七七・五	平成二十一年十一月四日

○宮選管告示第百七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
自由民主党宮城県看護連盟支部	富田きよ子	会計責任者	山添枝理子	高橋 清子	平成二十一年十一月四日
民主党宮城県第3区総支部	橋本 清仁	同	東山 竜起	沼倉 昭仁	平成二十一年十一月二十七日
自由民主党宮城県港湾支部	澤畑 誠	同	丸尾 栄二	松村 俊明	平成二十一年十一月三十日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
富県みやぎネットワーク	伊藤 信幸	主たる事務所所在地	仙台市太白区西多賀四・四・一七	仙台市宮城野区榎岡一・七・一〇	平成二十一年十一月二日
石山けいきを支える会	石山 敬貴	会計責任者	佐々木 晋	石山 育恵	平成二十一年十月五日
同	同	主たる事務所所在地	塩竈市尾島町四一	大崎市古川駅前大通四・四・一八	平成二十一年十一月五日
MSS政策研究会	高橋 一成	会計責任者	大沼 俊郎	福原 聡	平成二十一年十一月十三日
佐藤さとる後援会	木川田正光	主たる事務所所在地	栗原市築館伊豆二・一〇・四三	栗原市築館伊豆一・八・四五	平成二十一年十一月二十日

○宮選管告示第百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

運転団体の開田事項を運動した加田田があら。

平成二十一年十二月十八日

宮城県警察本部

警務課 佐 藤 勉

(№の別の空欄に)

宮城県警察本部 警務課 佐 藤 勉 宮城県警察本部 警務課 佐 藤 勉  
 石川町 警察本部 石川 警察本部 石川 警察本部 石川 警察本部 石川 警察本部  
 石川町 警察本部 石川 警察本部 石川 警察本部 石川 警察本部 石川 警察本部

## 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第208号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成21年12月18日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員又は教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車二輪車免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成22年1月20日から 平成22年4月30日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成20、21年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成22年1月21日から 平成22年1月27日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター

自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成21年12月18日（金）から平成22年1月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

配布期間

平成21年12月18日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）

○宮城県公安委員会告示第211号

警備業法（昭和47年法律第117号、以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年12月18日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

(2) 実施期日

新規取得講習

平成22年1月21日（木）から同月28日（木）までの土・日曜日を除く6日間（1月21日から同月27日までの土・日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月28日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。）

追加取得講習

平成22年1月26日（火）から同月28日（木）の3日間（1月26日及び同月27日までの2日

<p>間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月28日は午後3時30分から修了審査を実施する。)</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 各20人。ただし、一方の講習が定員に満たない場合、2つの講習をあわせて最大40人まで受け付ける。</p> <p>4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの (2) 追加取得講習 受講申込日において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)-ア~オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 受講手続</p>	<p>(1) 申込み受付期間 平成21年12月25日(金)から平成22年1月14日(木)まで(宮城県の休日を含め、平成21年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時まで)</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ) ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 エ 前記4-(1)-アに該当する者 オ 最近5年間に、3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 カ 前記4-(1)-イに該当する者 キ 1級検定の合格証明書の写し ク 前記4-(1)-ウに該当する者 ク 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 ケ 前記4-(1)-エに該当する者 ケ 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し コ 前記4-(1)-オに該当する者 コ 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 カ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 キ 受講手数料 ク 公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項の規程に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p>
---	--



6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課

(電話番号022 - 221 - 7171 内線3184)